厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

紀　　南　　病　　院

令和　６年１０月　１日

入院基本料に関する事項

当院では、１日の入院患者人数に対する看護職員を以下のとおり配置し交代で２４時間看護を行っております。なお病棟毎の配置人数は病棟に掲示しております。

一般病棟	入院患者１０人に対して看護職員１人以上
地域包括ケア病棟	入院患者１３人に対して看護職員１人以上
回復期リハビリテーション病棟	入院患者１５人に対して看護職員１人以上

ＤＰＣ対象病院について

当院では、入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算するＤＰＣ対象病院となっております。

医療機関別係数		１．３６４１
内訳	基礎係数	１．０４５１
	機能評価係数Ⅰ	０．１９５８
	機能評価係数Ⅱ	０．０９６８
	救急補正係数	０．０２６４

東海北陸厚生局への届出事項に関する事項

１．当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

【基本診療料】

医療 DX 推進体制整備加算	急性期一般入院料４	救急医療管理加算
診療録管理体制加算２	医師事務作業補助体制加算１（２５対１）	２５対１急性期看護補助体制加算（５割以上）
看護職員夜間配置加算１（１６対１）	栄養サポートチーム加算	医療安全対策加算１
感染対策向上加算１	患者サポート体制充実加算	後発医薬品使用体制加算１
データ提出加算２	入退院支援加算１	認知症ケア加算３
せん妄ハイリスク患者ケア加算	協力対象施設入所者入院加算	回復期リハビリテーション病棟入院料３
地域包括ケア病棟入院料２	入院時食事療養費	

【特掲診療料】

糖尿病合併症管理料	がん性疼痛緩和指導管理料	糖尿病透析予防指導管理料
二次性骨折予防継続管理料１	二次性骨折予防継続管理料２	二次性骨折予防継続管理料３
救急搬送看護体制加算１	外来腫瘍化学療法診療料１	開放型病院共同指導料

がん治療連携指導料	薬剤管理指導料	検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
医療機器安全管理料１	在宅療養後方支援病院	遠隔モニタリング加算
持続血糖測定器加算１	持続血糖測定器加算２	ＢＲＣＡ１／２遺伝子検査
先天性代謝異常症検査	検体検査管理加算Ⅰ	検体検査管理加算Ⅱ
コンタクトレンズ検査料１	小児食物アレルギー負荷検査	ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影
抗悪性腫瘍剤処方管理加算	外来化学療法加算１	脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅰ
運動器リハビリテーション料Ⅰ	呼吸器リハビリテーション料Ⅰ	人工腎臓
導入期加算１	透析液水質確保加算	下肢抹消動脈疾患指導管理加算
ストーマ合併症加算	緑内障手術（流出路再建水晶体再建併用ドレーン挿入）	緑内障手術（濾過胞再建術（needle 法））
食道縫合、内視鏡下胃十二指腸穿孔瘻孔閉鎖、胃瘻閉鎖	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	胃瘻造設術
輸血管理料Ⅱ	輸血適正使用加算	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
胃瘻造設時嚥下機能評価加算	看護職員処遇改善評価料４９	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
入院ベースアップ評価料５９	酸素吸入	

【歯科】

歯科点数表の初診料の注１に規定する施設基準	歯科外来診療医療安全対策加算１	歯科外来診療感染対策加算１
歯科外来診療環境体制加算	歯科治療総合医療管理料	歯科口腔リハビリテーション料２
歯科技工士連携加算２	ＣＡＤ／ＣＡＭ冠	クラウン・ブリッジ維持管理料
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	酸素吸入	

２．食事療養について

入院時食事療養Ⅰを算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

療養のための食事は管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後６時以降)、適温で提供しています。

３．入退院支援及び地域連携業務に従事する職員について

病棟	担当者
本館病棟	向井
４階病棟	﨑久保
地域包括ケア病棟	向井
回復期リハビリテーション病棟	﨑久保

保険外併用療養費に関する事項

１．特別の療養環境の提供（消費税込）

区分	金額（１日につき）	病床数	費用徴収を行うこととしている病床
個室	７，７００円	１床	５０

	６，６００円	４床	５１，５２，５３，５５
	５，５００円	２床	４０５，５０５
	２，７５０円	１５床	３０５，３８１，３８２，１，２，３，６，７，８，１０，２１，２３，２５，２７，２８
	２，２００円	４４床	３０８，３１０～３１３，３１５～３１７，３２０，３７６～３７８，３８０，３８３，３８５ ４０６～４０８，４１０～４１３，４１５～４１７，４２０，４７６～４７８，４８０～４８２ ５０６～５０８，５１０～５１３，５１５～５１９
	１，６５０円	７床	３５１，３５２，５２１，５２３，５５１～５５３

２．入院期間が１８０日を超える入院

患者様の事情により長期に入院される場合は、１８０日を超える日から入院料の一部を負担していただく場合があります。一般病棟入院基本料１日につき２，１６０円（通算対象入院料の基本点数の１５％相当）

３．紹介状なしの病院受診時の定額負担（消費税込）

種別	金額
初診時	７，７００円
再診時	３，３００円
初診時（歯科医師である保険医による場合）	５，５００円
再診時（歯科医師である保険医による場合）	２，０９０円

保険外負担に関する事項

当院では、以下の項目について、その使用に応じた実費の負担をお願いしています。

１．証明書等文書発行に係る費用（消費税込）

種別	金額
身体障碍者手帳交付申請、障害年金受給に関する証明書	５，５００円
生命保険等の証明書、死亡診断書、休業補償請求診断書	３，３００円
自動車損害賠償保険に関する書類	
死体検案料、死体検案に関する証明	
労働災害補償に関する証明	１，１００円
分娩に関する証明、経理に関する証明	
医療費領収書再発行料、診察券再発行料	２２０円

２．予防接種料（消費税込）

種別	ワクチン	金額
５種混合	ゴービック水性懸濁注シリンジ	２４，３５０円
４種混合	テトラビック皮下注シリンジ	１１，４６０円
２種混合（ＤＴ）	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド	５，３４０円
Ｂ型肝炎ワクチン（10 歳以上）	ビームゲン 0.5ml	６，５００円
Ｂ型肝炎ワクチン（10 歳未満）	ビームゲン 0.25ml	６，２８０円
Ｂ型肝炎ワクチン（10 歳以上）	ヘプタバックス）0.5ml	６，５７０円
Ｂ型肝炎ワクチン（10 歳未満）	ヘプタバックス 0.25ml	６，２６０円
Ａ型肝炎ワクチン	エイムゲン	１０，２００円
乾燥弱毒性ワクチン風疹		６，９１０円
おたふくかぜワクチン		７，４８０円
乾燥弱毒性水痘ワクチン		８，９１０円
麻疹・風疹	ＭＲ	１０，５４０円
破傷風	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド化血研	５，９８０円
日本脳炎	ジェービックＶ	７，３９０円
ＢＣＧ		１２，７７０円
乾燥弱毒性麻疹ワクチン		６，７７０円
ロタウイルス	ロタリックス内用液	１７，３５０円
ロタウイルス	ロタテック内用液	１０，３１０円
肺炎球菌ワクチン	ニューモバックスＮＰシリンジ	９，３２０円
肺炎球菌ワクチン	バクニュバンス水性懸濁注シリンジ	１３，７６０円
子宮頸がんワクチン	シルガード９水性懸濁筋注シリンジ	３２，９３０円
子宮頸がんワクチン	ガーダシル水性懸濁筋注シリンジ	１９，０２０円
ヒブワクチン	アクトヒブ	９，６９０円
不活化ポリオワクチン	イモバックスポリオ皮下注	１１，０３０円
沈降精製百日咳ジフテリア破傷風混合ワクチン	トリビック	５，６１０円
帯状疱疹ワクチン	シングリックス筋注	２５，５７０円
ＲＳウイルスワクチン	アレックスビー筋注	３２，０７０円
狂犬病ワクチン	ラビピュール筋注	１９，１９０円

３．その他（消費税込）

種別	金額
洗濯代（１日につき）	２７５円

※その他実費請求分について、ご不明な点がございましたら、総合受付までお問合せください。

院内掲示等に関する事項

１．「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。なお明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただきご家族の方等が代理で会計を行う場合の、その方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にて、その旨をお申し出ください。

２．後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

当院では、入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。

・国の厳しい審査をクリア

ジェネリック医薬品は、国の厳しい審査をクリアしたものだけが承認されています。有効性や安全性、品質も新薬と同等です。

・低価格で個人負担が軽くなる

新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的負担が軽くなります。

・医療費を有効活用

個人負担の軽減だけでなく、日本全体の医療費の効率化が可能です。その医療費は新技術や新薬の導入に活用できます。

・医療保険制度を次の世代に引き継ぐ

少子高齢化が急速に進むなか、現在の優れた医療保険制度を維持し、子どもたちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

３．医療情報取得加算について

当院では、質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認等から取得する情報を活用して診療を行っております。

４．一般名処方加算について

当院では、後発医薬品があるお薬については、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。

５．外来腫瘍化学療法診療料について

当院では、専任の職員を配置し、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に対応できる体制を整備しております。また、急変時等の入院が必要な場合には、当院への入院もしくは他医療機関との連携により当該患者が入院できる体制を整備しております。

実施されている化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を年１回以上開催しております。

６．協力対象施設入所者入院加算について

当院は、以下の介護保険施設等に協力医療機関として定められており、介護保険施設等において療養を行っている患者様の病状の急変等に対応しております。

介護老人保健施設　きなん苑	介護老人保健施設　オレンジロードむつみ苑
特別養護老人ホーム　ケアホーム熊南	特別養護老人ホーム　宝寿園
特別養護老人ホーム　亀楽苑	特別養護老人ホーム　たちばな園
特別養護老人ホーム　たちばな園あすか	

７．コンタクトレンズ検査料について

・初診料及び再診料（初診料：２９１点、再診料：７６点）

・コンタクトレンズ検査料１：２００点

・眼科診療医：植地　南月、松井　千瑛、久保　朗子

・コンタクトレンズ検査料につきまして不明な点がございましたら、総合受付までご相談ください。

８．下肢末梢動脈疾患指導管理加算について

当院では、人工腎臓を実施している患者様に対し足病変の可能性を発見した場合には、あらかじめ連携医療機関として定めている専門的な治療体制を有する病院（日本赤十字社伊勢赤十字病院）に紹介を行う場合があります。

９．患者サポート体制充実加算について

当院では、患者さん及びご家族からのご相談・ご意見をお受けし、これに適切に対応することを通じて、医療機関、医療関係者と患者さんとが、より深い信頼関係で結ばれることを目的に、患者相談窓口を設けております。医療安全に関しても、ご相談・ご意見をお受けしております。相談内容については、秘密を厳守します。相談により不利益を受けないよう、適切に配慮いたします。

受付窓口　　地域連携室（本館２階・救急外来前）

相談場所　　入院支援室相談スペース

責任者　　事務部長

相談担当者　社会福祉士、看護師、医療安全管理者、他相談内容に適した職員

対応時間　　８：３０～１７：１５（土、日、祝祭日、年末年始を除く）

※患者さんから直接、下記の機関へ相談することもできます。

・三重県国民健康保険団体連合会　電話０５９－２２８－９１５３

・各医療保険者

１０．歯科外来診療医療安全対策加算について

当院では、歯科医療に係る医療安全管理対策について、下記のとおり取り組んでいます。

・医療安全対策に係る研修の受講

・安全で安心な歯科医療環境を提供するための装置、器具等の設置

・緊急時に対応できるよう医科との連携

１１．医療 DX 推進体制整備加算について

当院では、医療 DX を推進し、質の高い医療を提供できるように以下の体制整備を行っております。

・診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。

・マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

１２．医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組み事項

当院では、医療従事者の負担軽減及び処遇改善の為、下記の項目について取り組みを行っております。

病院勤務医の負担の軽減

・医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員における役割分担
　静脈採血等の実施、入院の説明の実施、検査手順の説明の実施、服薬指導、医師事務作業補助者の配置
・勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
・予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮
・当直翌日の業務内容に対する配慮

看護職員の負担の軽減

・業務量の調整
　時間外労働が発生しないような業務量の調整
・看護職員と多職種との業務分担
　薬剤師、リハビリ（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)、臨床工学士、その他（事務等）
・看護補助者の配置
　看護補助者の夜間配置
・多様な勤務形態の導入
・妊娠、育児中、介護中の看護職員に対する配慮
　院内保育所、夜勤の減免制度、休日勤務の制限制度、半日・時間単位休暇制度、所定労働時間の短縮、他部署等への配置転換

１３．後発医薬品のある先発医薬品の処方等又は調剤に係る費用徴収について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

・後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
・先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の 4 分の 1 相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
・先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

特掲診療料の施設基準に係る届出術式実施件数

（対象期間：令和５年１月１日～１２月３１日）

区分１に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘤摘出術等	０件
イ	黄斑下手術等	１８件
ウ	鼓室形成手術等	０件
エ	肺悪性腫瘍手術等	０件
オ	経皮的カテーテル心筋焼却術	０件

区分２に分類される手術

ア	靱帯断裂形成手術等	２件
イ	水頭症手術等	２件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	０件
エ	尿道形成手術等	０件
オ	角膜移植術	０件
カ	肝切除術等	０件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	０件

区分３に分類される手術

ア	上顎骨形成手術等	０件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	０件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	０件
エ	母指化手術等	０件
オ	内反足手術等	０件
カ	食道切除再建術等	０件
キ	同種死体腎移植術等	０件

区分４に分類される手術

（胸腔鏡若しくは腹腔鏡を用いる手術）	５２件

区分５に分類される手術

人工関節置換術	４５件
乳児外科施設基準対象手術	０件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	０件
冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	０件
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	０件